社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会
役員等報酬及び費用弁償に関する規程

平成 13 年 3 月 21 日　評議員会議案第 39 号
平成 14 年 3 月 27 日　評議員会議案第 23 号
改正　平成 16 年 5 月 25 日　評議員会議案第 6 号
改正　平成 17 年 6 月 30 日　理事会議案第 11 号
平成 22 年 5 月 25 日　理事会議案第 8 号
平成 23 年 5 月 25 日　理事会議案第 13 号
平成 29 年 2 月 27 日　理事会議案第 13 号

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員及び評議員等の報酬及び費用の弁償について、定めることを目的とする。

（報酬の額）

第２条　報酬の額は、別表１に掲げる額とする。

（重複給与の調整）

第３条　常勤職員又は非常勤職員が理事の職を兼ねるときは、理事として受けるべき報酬は支給しない。

２　山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の適用を受ける常勤職員及び山ノ内町議会議員の職にある者、並びに山ノ内町の一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける常勤職員が本会の役員及び評議員を兼ねるときは、役員及び評議員として受けるべき報酬は、支給しない。

附　則

この改正規程は、平成１３年４月１日から施行する。

ただし、別表第１中の産業医及び嘱託医（訪問入浴）については、平成１２年４月１日から適用するものとする。

附　則

この改正規定は、平成１４年４月１日から施行する。

ただし、産業医の実働１回につき、１８，９００円分については、平成１３年４月１日から適用するものとする。

附　則

この改正規定は、平成１６年５月２５日から施行する。

附　則

この改正規定は、平成１７年６月３０日から施行する。

ただし、別表第１中の金銭管理・財産保全サービス運営・監視委員については、平成１７年６月２７日から適用するものとする。

附　則

この改正規定は、平成２２年６月１日から施行する。

附　則

この改正規定は、理事会の議決の日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附　則

この改正規定は、平成２９年３月１日から施行する。

別表第１

（単位：円）

<table>
<tr><th colspan="3">報　　酬</th><th>費　用　弁　償</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">（１）役員等</td><td>金　　額</td><td rowspan="9">役員及び職員等の旅費規程による</td></tr>
<tr><td>基本報酬</td><td>勤務割報酬</td></tr>
<tr><td rowspan="3">理事</td><td>会　　長</td><td>年額 600,000 円</td><td>日額　6,200 円</td></tr>
<tr><td>副　会　長</td><td>年額 120,000</td><td>6,200</td></tr>
<tr><td>理　　事</td><td>年額　60,000</td><td>6,200</td></tr>
<tr><td colspan="2">監　　事</td><td>年額　60,000</td><td>6,200</td></tr>
<tr><td colspan="2">評　議　員</td><td></td><td>6,200</td></tr>
<tr><td colspan="2">（２）産業医等</td><td colspan="2">報　　酬</td></tr>
<tr><td colspan="2">産　　業　　医</td><td colspan="2">月額　　30,000
このほか、実働１回につき、
１８，９００円を加算する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">嘱託医（訪問入浴介護）
・
協力医(就労継続支援(Ｂ型))</td><td colspan="2">年額　　30,000
このほか、実働１回につき、
３，０００円を加算する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">サービス向上対策第3者委員</td><td colspan="2">１日　　６，２００</td></tr>
<tr><td colspan="2">専任結婚相談員</td><td colspan="2">月額　５０，０００</td></tr>
<tr><td colspan="2">結婚相談協力員</td><td colspan="2">年額　２０，０００</td></tr>
<tr><td colspan="2">生活福祉資金調査委員</td><td colspan="2">日額　　５，９００</td></tr>
<tr><td colspan="2">金銭管理・財産保全サービス運営・監視委員</td><td colspan="2">日額　　５，９００</td></tr>
<tr><td colspan="2">評議員選任・解任委員会委員</td><td colspan="2">日額　　６，２００</td></tr>
</table>

（註）会議等が０．５日で終了したときは、日額報酬は５０％とする。

年　額

会　長　６００，０００円（５０，０００円×１２か月）
副会長　１２０，０００円（１０，０００円×１２か月）
理　事　　６０，０００円（　５，０００円×１２か月）
監　事　　６０，０００円（　５，０００円×１２か月）